

市町村への権限移譲について

令和3年4月1日現在

| 項 目 | | 市町村名 | 備 考 |
|--|-----------------------|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用の許可 ・農地等転用のための 権利移動の許可 ・農地等の賃貸借の 解約等の許可 | 4ha 未満の 転用許可等 ※ | 大阪、豊中、守口、茨木、阪南、 池田、豊能、能勢、東大阪、堺、 泉南、岸和田、八尾、岬、松原、 田尻、熊取 | 17 |
| | 全ての 転用許可等 | 泉大津、貝塚、寝屋川、箕面、 高石、忠岡、門真、泉佐野 | 8 |
| 計 | | | 25 |

※4ha 以上のものについては、大阪府知事が許可権者となります。